①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)
②名称	State Service for Intellectual Property of Ministry of Finance and Economy of Turkmenistan
③所在地	156, Archabil Avenue, 744000 Ashgabat
④連絡先	(電話) (99 312) 39 46 86 (FAX) (99 312) 98 24 45 (E-mail) tmpatent@sanly.tm (internet) http://fineconomic.gov.tm/ru
⑤組織の長	Head : Mr. Ata Annaniyazov
⑥沿革	(1) トルクメニスタンにおいては、1993 年法律第 867-XⅡにより特許法(特許、意匠及び商標を含む)が制定され、1993 年 10 月 1 日が施行された。 (2) 2008 年 11 月に特許法、意匠法及び商標法の改正が行われた。
⑦所管	特許権, 商標権, 意匠権, 著作権

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
1991/12/25				
ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	1991/12/25			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
ブタペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	1999/9/28	1991/12/25	2006/6/7	2006/6/7
ストラスブール	ウィーン	WTO		
2007/3/7	2006/6/7			

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		(内　外国出願)				
		(内　日本から)				
		(内　PCT ルート)				
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数	64	47	49	95
		(内　外国出願)	64	47	49	95
		(内　日本から)	1	3		
	商標	全数	1,649	1,552	1,458	1,749
		(内　外国出願)	1,649	1,552	1,458	1,749
		(内　日本から)	30	29	22	15
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数				
		(内　外国出願)				
		(内　日本から)				
		(内　PCT ルート)				
	実用新案	全数				
		(内　外国出願)				
	意匠	全数	62	39	38	78
		(内　外国出願)	62	39	38	78
		(内　日本から)	1	2		
	商標	全数	1,791	1,653	1,662	1,887
		(内　外国出願)	1,791	1,653	1,662	1,887
		(内　日本から)	36	28	36	29
	出典： WIPO IP Statistics					

⑫　組　　織

〈組織図〉　特許部は、経済財務省(Ministyry of Economy and Finance) の下部組織である。

(情報が得られませんでした)

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2008 年１０月 23 日施行（2008 年特許・意匠法改正法）
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	ユーラシア特許条約加盟国
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人) (特許意匠法第 8 条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。 (特許意匠法第 51 条(2))
	⑦出願言語	トルクメン語
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。医薬、農薬及び殺虫剤は 5 年の延長ができる。 暫定特許は出願日から 10 年。 (特許意匠法第 4 条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第 5 条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は開示日から 6 月。 ・発明者、出願人又はこれらの人から直接又は間接に情報を得た人による開示。 (特許意匠法第 5 条(2))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。 (1) 科学の理論及び数学的方法 (2) 経済組織及び経営の方法 (3) シンボル、スケジュール、規則 (4) 精神的な行為の遂行方法 (5) アルゴリズム及びコンピューター・プログラム (6) 集積回路のトポグラフィー (7) 建築・建物のレイアウトのためのプロジェクト及びプラン (8) 植物品種または動物種 (9) 公衆の利益、人間性の原則及び道徳規準に反する発明 (特許意匠法第 5 条(3))
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。審査請求を待って実体審査が行なわれる。 (特許意匠法第 20 条～第 23 条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から 5 年以内に審査請求をしなければならない。この審査請求を行わないときは、当該出願は暫定特許が付与される。 (特許意匠法第 22 条(4)、同第 23 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求が行われた時は、当該出願については請求から 3 月以内に暫定特許の付与又は取消しの処理が行われる。 (特許意匠法第 22 条(1))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から 18 月経過後に、公報より出願に関する情報が公開される。 (特許意匠法第 21 条(3))
	⑯異議申立制度の有無	有。権利有効期間中、異議申立を行うことができる。 (特許意匠法第 37 条(1)～(3))
	⑰無効審判制度の有無	無。権利有効期間中、特許の無効を請求することができる。 なお、無効の理由が虚偽表示に関するときは、特許の無効は裁判所に提訴しなければならない。 (特許意匠法第 37 条(1)～(3))
	⑱実施義務	有。3 年。登録後、3 年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (特許意匠法第 35 条(1))

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
	⑲費用 単位 TMT (トルクメニスタン・マナト)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　100 TMT　25 TMT(1 超の独立クレームにつき) 登録料 [特許権維持に掛かる費用] 年金 1 年次　50 TMT　8 年次　225 TMT　15 年次　400 TMT 2 年次　75 TMT　9 年次　250 TMT　16 年次　450 TMT 3 年次　100 TMT　10 年次　275 TMT　17 年次　500 TMT 4 年次　125 TMT　11 年次　300 TMT　18 年次　550 TMT 5 年次　150 TMT　12 年次　325 TMT　19 年次　600 TMT 6 年次　175 TMT　13 年次　350 TMT　20 年次　650 TMT 7 年次　200 TMT　14 年次　375 TMT
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	有。 国際調査報告書又は国際予備審査報告書がある場合には、審査料が減額される。

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2008年10月23日施行（2008年特許・意匠法改正法）
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	意匠の創作、その承継人又は譲受人 (特許意匠法第8条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、公認の代理人を選任しなければならない。（特許意匠法第51条(2)）
	⑦出願言語	トルクメン語
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から15年。　暫定意匠は出願日から10年。 (特許意匠法第4条(3))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許意匠法第5条(1))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は6月。 意匠の創作者、出願人又はこれらの人から直接又は間接に情報を得た人による開示。　(特許意匠法第5条(2))
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている(特許意匠法第5条(3)) (1) 専ら物品の技術的機能によってのみ決められる意匠 (2) 建築物、工業的、水技術的構造物、その他静止構造物に関する意匠 (3) 印刷物に関する意匠 (4) 液体、気体等の物質及びばら荷商品からなる不安定な対象に関する意匠 (5) 公序良俗に反する意匠
	⑫実体審査の有無	有。審査請求を待って実体審査が行なわれる。 (特許意匠法第25条～第28条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日から5年以内に審査請求をしなければならない。この審査請求を行わないときは、当該出願は暫定意匠が付与される。 (特許意匠法第27条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	有。早期審査の請求が行われた時は、当該出願については請求から3月以内に暫定特許の付与又は取消しの処理が行われる。 (特許意匠法第27条(1))
	⑮部分意匠制度の有無	無。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(トルクメニスタンは、ロカルノ協定の加盟国)
	⑲出願公開制度の有無	無。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	無。
	㉒無効審判制度の有無	無。権利有効期間中、意匠の無効を請求することができる。 なお、無効の理由が虚偽表示に関するときは、意匠の無効は裁判所に提訴しなければならない。（特許意匠法第37条(1)～(3)）

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
	㉓登録表示義務	
	㉔費用 単位 TMM (トルクメニスタン・マナト)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 100 TMT 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] 1年次 50 TMT　6年次 175 TMT　11年次 300 TMT 2年次 75 TMT　7年次 200 TMT　12年次 325 TMT 3年次 100 TMT　8年次 225 TMT　13年次 350 TMT 4年次 125 TMT　9年次 250 TMT　14年次 375 TMT 5年次 150 TMT　10年次 275 TMT　15年次 400 TMT
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2008年10月23日施行（2008年商標法改正法）
	③地理的効力の範囲	トルクメニスタン国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、役務、団体商標、地理的表示 (商標法第6条(2)、第21条、第33条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標 (商標法第3条)
	⑦出願人資格	自然人、法人 (商標法第4条3)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第25条1)
	⑨本国登録要件	無。
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。トルクメニスタンに非居住の出願人は、トルクメニスタンの代理人を選任しなければならない。　　(商標法第6条)
	⑪出願言語	トルクメン語(商標法第7条(4))
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年毎に更新できる。 (商標法第37条)
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	無。国際博覧会における展示による標章の開示の場合については、優先権主張して展示日から6月以内に出願することにより、救済を受けることができる。 (商標法第8条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。(商標法第5条) (1) 識別性のない標章 (2) 国旗、国章、国の呼称、国際政府間組織の記章及び略称又は完全呼称、検印、保証刻印等、装飾その他の記章よりなる標章 (3) ある種の商品の呼称として一般に知られている標章 (4) 一般的に受け入れられている記号、用語よりなる標章 (5) 商品の種類、品質、数量、特性、用途及び価値を示す標章 (6) 商品、サービス又は商品の生産について消費者を欺瞞し、混同させる標章 (7) 公序良俗に反する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。周知商標を登録して保護する制度はないが、周知商標は保護される。 (商標法第47条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第11条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。
	㉒異議申立制度の有無	無。付与前の異議申立制度はないが、付与後異議申立制度はある(商標法第29条(3)。

①国名	Turkmenistan (TM) (トルクメニスタン)	
	㉓無効審判制度の有無	付与後異議申立制度：有(商標法第 29 条(3)) 無効審判制度：有。無効理由が第 5 条(5)、(6)に関するものであるときは、登録日から 5 年以内に商標の無効を申立てなければならない。(商標法第 29 条(1)、第 5 条(5)、(6))
	㉔不使用取消制度の有無	有。3 年。登録後、継続して 3 年間の不使用は、不使用取消の対象となる。 (商標法第 23 条(4))
	㉕商標分類	国際分類を使用している。(トルクメニスタンは、ニース協定の加盟国) (商標法第 11 条(2))
	㉖図形要素の分類	ウィーン協定に基く標章の図形要素の国際分類を採用している。(トルクメニスタンは、ウィーン協定加盟国)(商標法第 11 条(2))
	㉗譲渡要件	商標は、営業とは関係なく譲渡することができる。(商標法第 26 条)
	㉘費用 単位 TMM (トルクメニスタン・マナト)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料　200 TMT(1 クラス) 100 TMT(1 超の各クラスにつき) 登録料　250 TMT [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料　500 TMT
	㉙料金減免措置の有無	無。